

新治地区の事業者の皆様へ

ごみの適正処理について

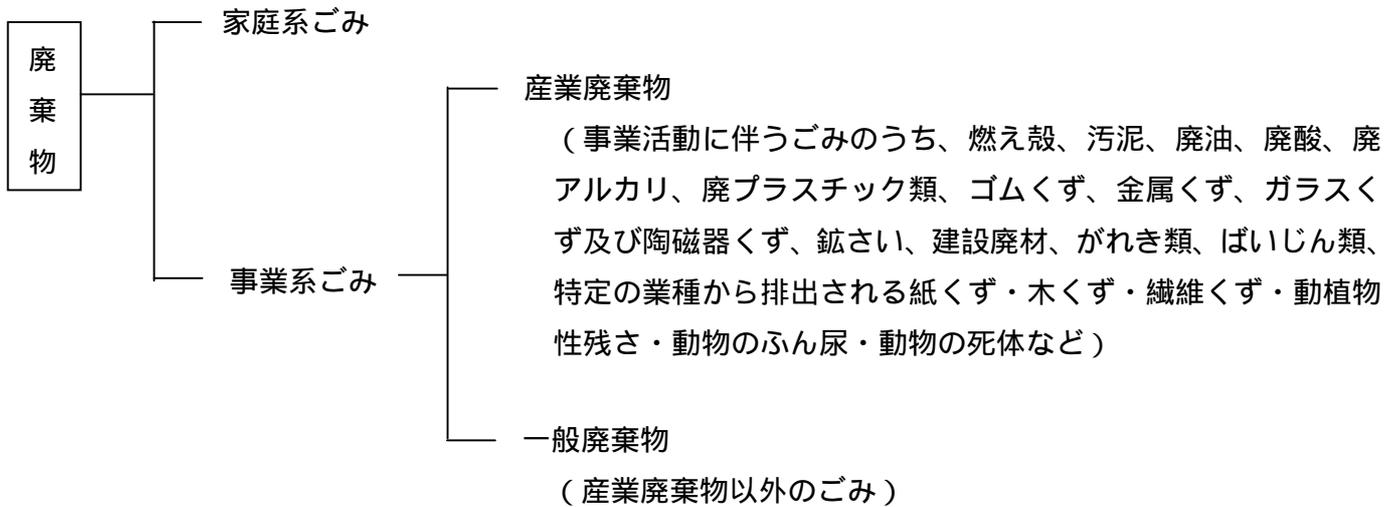
ごみは家庭から排出される「家庭系ごみ」と事業活動に伴って排出されるごみ「事業系ごみ」に分類されます。

このうち土浦市は、「家庭系ごみ」のみを町内の集積所から収集しております。

事業を営んでいる商店、事務所、飲食店、工場、病院、官公庁などから出る「事業系ごみ」は、事業者自らの責任と負担において、ごみ減量・再利用に努めるとともに、責任を持って適正に処理していただくことになります。そのため、**町内の集積所には出せませんので、よろしくお願い致します。**

なお、下記に従い事業系ごみは「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分類されますのでご注意ください。

廃棄物の種類



「事業系ごみ」の処分方法

【産業廃棄物】

産業廃棄物処分業者に持ち込むか、産業廃棄物収集運搬業者に依頼し処分してください。また金属類に関しては古物商で引き取ってもらえる場合もあります。産業廃棄物収集運搬業者については市役所環境衛生課までお問い合わせください。

[裏に続く]

【事業系一般廃棄物】

町内の集積所には出せませんので、再生業者に委託してリサイクルするか、新治地区広域事務組合環境クリーンセンターに自ら搬入もしくは一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼して処分してください。

環境クリーンセンターに搬入の場合

搬入できるもの

- ・新聞、チラシ、雑誌（書籍・ノート・OA用紙等含む）、ダンボール、紙パック、その他紙容器
- ・缶、ビン、ペットボトル
- ・木くず（長さ1.5m、太さ20cmまで）

など

詳細は環境クリーンセンターまでお問い合わせください。

搬入時間 ・月曜日から金曜日 8時30分～11時30分、13時～16時30分
・土曜日 8時30分～11時30分

日曜日、祝祭日、振替休日、年末年始（12月30日～1月3日）は搬入できません。

搬入手数料 ・10kgあたり200円

一般廃棄物処理業許可業者に委託する場合

許可業者は土浦市役所ホームページで検索するか、下記にお問い合わせください。

不明な点などは下記までお問い合わせください。

市役所環境衛生課

029-826-1111（内線2300・2492）

新治地方広域事務組合環境クリーンセンター

0299-59-4649